

令和6年度 償却資産申告の手引き

平素は、市税務行政に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋の他に償却資産（事業用の資産）についても課税の対象となり、江南市内に償却資産を所有している方には、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在の償却資産の状況を申告していただくことになっています。

つきましては、この手引きをよくお読みいただき、提出期限までに申告書を提出してください。

提出期限 令和6年1月31日(水)

※期限近くになりますと窓口が大変混雑しますので、1月19日(金)までに提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

● 申告が必要な方

令和6年1月1日(賦課期日)現在、江南市内に償却資産を所有している方

※資産の増加・減少のない場合及び前年度免税点未満で課税されていない場合でも申告は必要です。

※事業をやめられた方や申告すべき資産を所有していない方は、その旨を申告書等に記入しご提出をお願いします。

● 提出書類 ※記入方法は別途、ホームページに掲載されている記入例を参照してください。

- 1.償却資産申告書(償却資産課税台帳)
- 2.種類別明細書(増加資産・全資産用)
- 3.種類別明細書(減少資産用)
- 4.借用資産明細書

※課税標準の特例が適用される資産がある場合は、それを証明する書面(写)や資料

● 提出方法

- 1.申告書等は単票式となっています。控えが必要な場合は、写しをとってからご提出ください。
- 2.窓口にお越しいただくことができない場合、郵送での提出も受け付けています。また、申告書の控え(受付印押印)が必要な場合は、必ず、申告書の写しと切手を貼った返信用封筒を同封の上、下記まで送付してください。なお、個人番号の記入がある申告書の控えを市役所から返送する場合は、記入された内容のまま、同封の返信用封筒にて返送します。個人番号が見えないように塗りつぶす等の処理は行いませんのでご了承ください。
- 3.地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)での提出も受け付けています。詳しくは eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。

○お知らせ

eLTAX や電算処理方式等、本市から送付した用紙以外でご申告をいただいた方につきましては、昨年度より、申告書用紙に代えて申告の案内ハガキを送付させていただいております。

手書き用の申告書用紙が必要な場合やご不明な点につきましては、下記連絡先までご連絡ください。

〈 問い合わせ・提出先 〉

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地 江南市役所税務課
家屋償却資産グループ 電話 0587(54)1111 内線 283・264

1. 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による、所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。ただし、営業権、電話加入権、特許権、その他無形償却資産および、自動車税、軽自動車税の課税客体であるものは除かれます。なお、償却資産についての固定資産税は、地方税法の規定により、江南市内に所在する償却資産に対してその所有者に課税されます。

固定資産税の対象となる償却資産の例

資産の種類		内容説明	
第1種	構 築 物	土地に定着した 土木設備・ 工作物等	舗装路面、門及び塀、貯水池、野外排水溝、庭園その他の緑化設備、井戸、防壁、鉄塔、トンネル、ダム、防油堤、鉄軌道、広告塔、独立煙突、ビニールハウス等
		建物附属設備	建物所有者が施工した建物附属設備等は家屋として評価するものと償却資産として評価するものに区分されます。
	建物附属設備	建物の所有者と異なる者(テナント等)が施工した設備	本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作等で建物の所有者以外の者が施工した場合は償却資産として取り扱う場合があります。
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	繊維製品製造設備、金属製品製造設備、電気機器製造設備、食肉加工設備、食品製造設備、その他製造機械設備等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		運 搬 設 備	クレーン、コンベアー等
		その他機械装置	太陽光発電設備等
第3種	船 舶	ボート、漁船、釣り船等	
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車、荷車、自転車、台車等 (自動車税、軽自動車税の対象となる資産は入りません) ※詳細は9ページ<参考>のとおり	
第6種	工 具・器 具 及 び 備 品	工 具	測定工具、検査工具、治具、取付工具、金型、木型、ドリル、カッター等
		器 具・備 品	電気機器、ガス機器、事務機器、通信機器、理・美容機器、医療機器、陳列ケース、看板、広告器具、自動販売機、その他の器具備品等

固定資産税における家屋と償却資産の評価関係

事業用の建物設備(建物附属設備)は、固定資産税の取り扱い上、原則として次のように区分され課税されます。

設備区分	償却資産として取扱うもの(例)	家屋として取扱うもの(例)
呼出信号設備及び拡声装置	マイクロホン、拡声器、増幅器、混声器、演奏器等	電鈴、ブザー、配線、配管
電力設備	受・変電設備、予備電源設備、工場用動力配線、太陽光発電設備(屋根置型・据置型)等	屋内配線、太陽光発電設備(屋根材一体型)
電気時計装置	時計本体、充電器、蓄電器、タイムレコーダー等	配線、配管
冷暖房設備	ルームクーラー、パッケージエアコン、独立煙突及び煙道等	家屋と構造上一体となった空調設備一式(ビルトイン空調)
換気設備	扇風機、ウインドクーラー、工業用送風装置等	換気扇、ベンチレーター
給排水設備	井戸、屋外給排水設備、量水器、事業用給水設備等	屋内のもの
給湯設備	湯沸器、局所式給湯器、局所式給湯のボイラー及び付属品等	中央式給湯設備のボイラー及び貯湯槽
ガス設備	屋外供給本管、メーター、事業用ガス設備一式等	屋内配管
消火設備	ホース、ノズル、手提式消火器、屋外の消火栓等	屋内に取り付けられた消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー
運搬設備	ベルトコンベアー、気送管設備の気送子、ホイスト等	リフト、エレベーター、エスカレーター、気送管、メールシュート
サービス設備	事業用の厨房設備、洗濯設備等	家庭用の調理台・流し台、トイレ等
劇場特殊設備	移動性の舞台設備、映写設備等	造り付けのもの
銀行・店舗等の設備	営業台、商品販売台、陳列棚、スクリーン、カウンター等で容易に取外しのできるもの	大型金庫扉、固定された営業台
店舗及び事業用造作設備	事務所、店舗等の簡易間仕切り(通常ボルト締めで床に固定してあるものであっても撤去・付設のできるもの)等	家屋と構造上一体性の強いもの
上屋・キャノピー車庫・倉庫等	右記に該当せず、事業の用に供することができるもの	周壁を備え、土地への定着性があり、用途に供することができる空間を有するもの
その他	看板、広告塔、門、庭園、人工芝、防火壁、日よけ等	避雷設備一式

賃貸ビル、貸店舗などにテナントの方が取り付けした特定附帯設備等について

固定資産税における家屋と償却資産の区分にかかわらず、賃貸ビル・貸店舗などを借り受けて事業をしている方(テナント)が、自らの事業の用に供するために取り付けした電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線、配管等(特定附帯設備といいます。)は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。(地方税法第 343 条第 10 項・江南市市税条例第 52 条第 6 項)

(参考)家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	監視カメラ設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		○		○
配管・配線等		○			○	
給排水 衛生設備	ガス設備	屋外設備、引込工事		○		○
		屋内の配管等	○			○
	給排水設備	屋外設備、引込工事		○		○
		屋内の配管、高架水槽等	○			○
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)等		○		○
		ビルトイン空調設備等	○			○
その他の設備等	運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、病院等の厨房設備		○		○
		システムキッチン(飲食店等の厨房設備を除く)	○			○
	その他の設備	広告塔、文字看板、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式(アスファルト舗装、門・塀・緑化施設等)		○		○

国税の取扱いとの主な違い

国税〔法人税・所得税〕の取扱いと地方税〔固定資産税(償却資産)〕の取扱いとの違いは下表のとおりです。

項目	国税の取扱い 〔法人税・所得税〕	地方税の取扱い 〔固定資産税(償却資産) の評価額〕
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度(建物については旧定額法)	原則として、『固定資産評価基準』に定める減価率によります。(6ページ<減価残存率表>を参照。)
	【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度(建物については定額法)	
	【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度(建物及び構築物・建物附属設備については定額法)	
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価格(1円)	取得価格の100分の5
中小企業者等の少額資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

不動産賃貸業を営んでいる方について

賃貸用のアパートや駐車場業等を経営している方がその事業(不動産賃貸業)に用いることのできる設備及び備品等を賦課期日(1月1日)時点で所有している場合、土地や家屋の固定資産税とは別に、償却資産として課税の対象になります。

<申告の対象となる資産の例示>

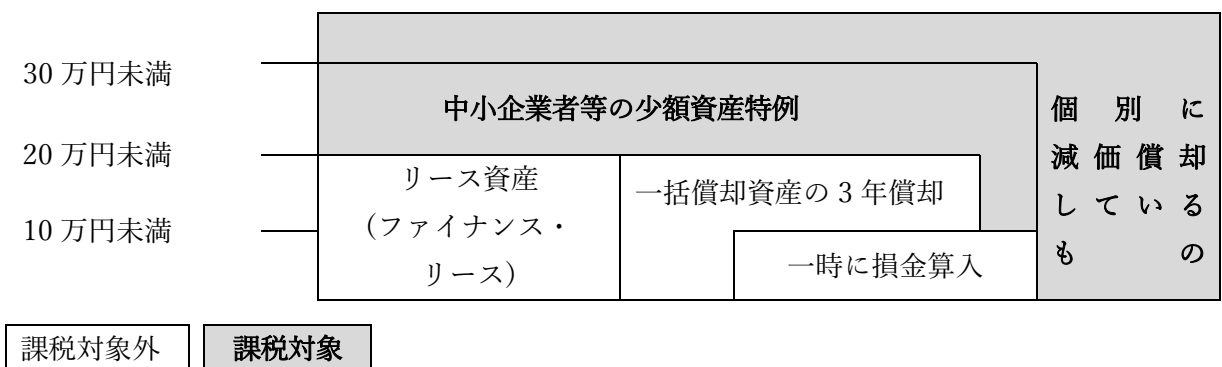
賃貸マンション 賃貸アパート	外構、側溝、門、塀、フェンス、自転車置場、ゴミ置場、緑化施設、集合郵便受け、外灯、看板、太陽光発電設備(屋根材一体型を除く)、屋外給排水設備、受変電設備、屋外ガス管、アスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利、白線、車止め、備え付け家具(ルームエアコン、テレビ、収納家具等)など
駐車場業	アスファルト舗装、砂利、白線、車止め、塀、フェンス、外灯、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)、駐車場料金精算機など

次の資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産(企業における総勘定元帳、固定資産台帳等の帳簿に記録されていない資産)
- ② 償却済資産(耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産)
- ③ 遊休資産(一時的に活動を停止し、遊休状態にある資産)
- ④ 未稼働資産(完成後、まだ稼働していない状態にある資産)
- ⑤ 建設仮勘定に経理されている資産
- ⑥ 減価償却を行っていない資産
- ⑦ 資産の所有者が、他の者に貸付けて、事業の用に供されている資産
- ⑧ 資本的支出としての改良費は新たな資産の取得とみなされますので、本体とは別に申告が必要です。
- ⑨ 取得価額 10 万円未満のものであっても、個別償却を行っているもの。

次の資産は申告の必要はありません。

- ① 家屋(2 ページ参照)
- ② 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの。(9 ページ参照)
- ③ 無形減価償却資産(例:特許権、商標権、営業権、ソフトウェアなど)
- ④ 書画・骨とう(ただし、複製のようなもので、単に装飾目的に使用されるものを除く。)
- ⑤ 耐用年数 1 年未満または取得価額 10 万円未満の資産で、取得に要した経費の全部が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上一時損金または必要な経費に算入されているもの。
- ⑥ 取得価額が 20 万円未満の資産で、取得に要した経費の全部が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、3 年間で一括償却されているもの。
- ⑦ ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価額が 20 万円未満のもの。(平成 20 年 4 月 1 日以降の契約分に限り。)(8 ページ参照)



2. 償却資産の評価と課税について

- (1) **価格の決定及び課税台帳への登録**：償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。
- (2) **課税標準額**：賦課期日(令和 6 年 1 月 1 日現在)の償却資産評価額で、償却資産課税台帳に登録されたものです。また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準額となります。
- (3) **免税点**：当該所有者の課税標準額が、合計で 150 万円未満の場合は、課税されません。(申告は必要)
- (4) **税 率**：課税標準額の 100 分の 1.4(固定資産税標準税率)です。

- (5)納 期：年4回(4月、7月、12月、翌年2月)に分けて納めていただきます。
- (6)台帳の閲覧：4月から市役所税務課において課税台帳を閲覧することができます。(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝休日を除く。)
- (7)過年度への遡及等について:資産の申告もれ等があった場合には、その年度だけでなく、過去にさかのぼって(最大5年度)課税されることがあります。なお、過年度分について追加課税となった場合は通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

3. 税額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - r/2) = 取得価額 × A	前年度評価額 × (1 - r) = 前年度評価額 × B

r:耐用年数に応ずる減価率

A:半年分の減価残存率で本ページ(減価残存率表)のA欄の率

B:1年分の減価残存率で本ページ(減価残存率表)のB欄の率

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

〈減価残存率表〉 『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2年	0.684	0.658	0.316	12年	0.175	0.912	0.825	22年	0.099	0.950	0.901
3年	0.536	0.732	0.464	13年	0.162	0.919	0.838	23年	0.095	0.952	0.905
4年	0.438	0.781	0.562	14年	0.152	0.924	0.848	24年	0.092	0.954	0.908
5年	0.369	0.815	0.631	15年	0.142	0.929	0.858	25年	0.088	0.956	0.912
6年	0.319	0.840	0.681	16年	0.134	0.933	0.866	26年	0.085	0.957	0.915
7年	0.280	0.860	0.720	17年	0.127	0.936	0.873	27年	0.082	0.959	0.918
8年	0.250	0.875	0.750	18年	0.120	0.940	0.880	28年	0.079	0.960	0.921
9年	0.226	0.887	0.774	19年	0.114	0.943	0.886	29年	0.076	0.962	0.924
10年	0.206	0.897	0.794	20年	0.109	0.945	0.891	30年	0.074	0.963	0.926
11年	0.189	0.905	0.811	21年	0.104	0.948	0.896	31年	0.072	0.964	0.928

※耐用年数の期間内で減価償却が終わるということではありません。

<計算例>

計算例は以下のとおりです。なお、電算処理による独自の様式で申告される場合を除き、実際の評価計算については、江南市の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和6年度評価額	合計
舗装路面 (コンクリート)	令和5年 9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 × 1/2) = 2,508,300円 (令和6年度評価額)	3,183,412円 (令和6年度 評価額)
パソコン	令和4年 5月	300,000円	4年	0.438	300,000円 × (1 - 0.438 × 1/2) = 234,300円 (令和5年度評価額) 234,300円 × (1 - 0.438) = 131,676円 (令和6年度評価額)	

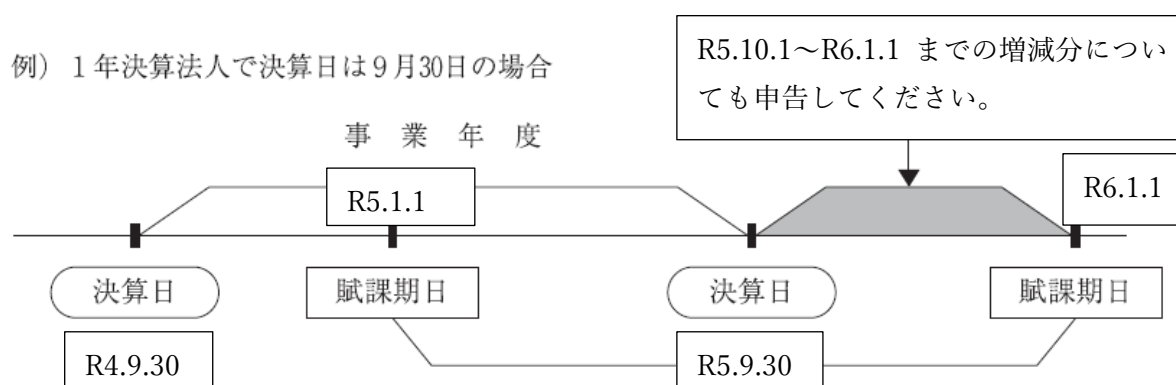
看板	令和4年 8月	1,600,000円	3年	0.536	1,600,000円×(1-0.536×1/2)=1,171,200円 (令和5年度評価額)
					1,171,200円×(1-0.536)=543,436円 (令和6年度評価額)

評価額の合計=決定価格=課税標準額(課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)

$$\frac{3,183,000 \text{円}}{(1,000 \text{円未満切り捨て})} \times 0.014 \text{(税率)} = 44,562 \text{円} \rightarrow 44,500 \text{円(税額)} \text{(100円未満切り捨て)}$$

4. 固定資産税(償却資産)の賦課期日と事業年度の関係

土地・家屋と同様に、償却資産も毎年1月1日現在に所有している資産が固定資産税の対象になります。(この1月1日のことを賦課期日といいます。)したがって、法人の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増加又は減少があったときは、それらの増減資産についても申告が必要です。



5. 実地調査について

申告書受付後、申告内容を確認するため、地方税法第353条の規定により実地調査を行う場合があります。その際、帳簿書類や現物等を確認させていただきますのでご協力をお願いします。

6. 個人番号の取扱いについて

申告書の提出にあたり、市が個人番号の提供を受ける場合、法律に基づいた番号確認及び身元確認を行います。個人の方が申告書を窓口で提出されるにあたって、本人確認書類に不備等がある場合は、申告書への個人番号の記入はないものとして受理します。

また、個人番号の記入がない場合でも申告書は有効なものとして受理します。

<不申告および虚偽申告>

申告すべき内容について虚偽の申告をした場合や、正当な理由がなく申告をしない場合は、地方税法第385条及び第386条、江南市市税条例第68条の規定により過料が科されるほか、不足税額に加え、延滞金を徴収されることがありますので、申告漏れ等のないよう十分留意してください。

7. 太陽光発電設備について

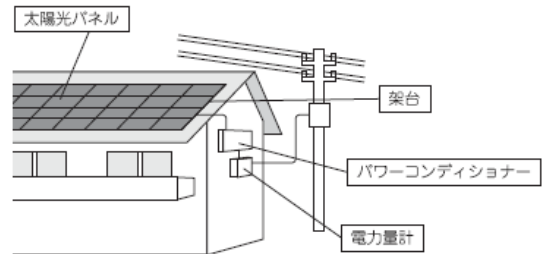
	余剰買取方式 (発電された電気を自家消費に充てて、 残った電気を電力会社に売却する。)	全量買取方式 (発電された電気を全て電力会社に売却する。)
個人(住宅用)	×(申告不要) 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しない。	○(申告必要) 収益を得ることを目的とした資産であるため、事業用資産に該当する。
個人(事業用)・ 法人	○(申告必要) 本来の事業の付随業務と考えられるため、事業用資産に該当する。	○(申告必要) 収益を得ることを目的とした資産であるため、事業用資産に該当する。

※太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は17年です。

※償却資産(固定資産税)においては、所得税や法人税のような租税特別措置法に基づく特別償却及び税額控除の制度はありません。

償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については下記の表のとおりです。なお、太陽光発電設備設置に伴うフェンス工事や防草シート等も償却資産の対象になります。



太陽光発電設備		区分
太陽光パネル・架台	家屋に一体の建材(屋根材)として設置	家屋 ×(申告不要)
	架台に載せて屋根に設置・ 家屋以外の場所(地上等)に設置	償却資産 ○(申告必要)
接続ユニット・パワーコンディショナー・表示ユニット・電力量計等		

8. 借用資産(リース資産)について

リースに供されている資産の申告義務は、原則として、資産の所有者であるリース会社にあります。しかし、実質的に割賦(分割)販売であると認められる場合(リース期間終了後に譲渡されることになっている場合等)は、使用者(買主)が申告を行う必要があります。(下図参照)

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (リース期間満了と同時に資産が回収される場合) (平成20年4月1日以降に契約を締結した、所有権移転外ファイナンス・リース)	○(申告必要) 資産の所在する市町村へ申告	×(申告不要)
実際の売買にあたるようなリース資産 (実質的に割賦販売であると認められる場合) (リース期間後に使用者に譲渡される場合)	×(申告不要)	○(申告必要)

※ファイナンス・リース契約に係るリース資産で、取得価格20万円未満のものについては申告の必要はありません。

＜参考＞自動車等について

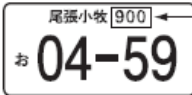
自動車等については、下表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が決まっています。償却資産の申告の対象となるのは大型特殊自動車のみとなります。小型特殊自動車であるフォークリフト等は軽自動車税の対象となり、申告の対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、自動車税、軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等に属するカーラジオ、カーナビゲーションシステム等は申告の対象になりません。

※農耕作業用トレーラについては、令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1大型特殊自動車の項第1号口に掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴い、同表中小型特殊自動車の項第2号に該当する農排作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税種別割の課税対象となりました。

●車両の分類(道路運送車両法施行規則)と対象税目

普通自動車		自動車税	× (申告不要)
小型自動車	二輪以外		
	二輪	軽自動車税	× (申告不要)
軽自動車			
原動機付自転車			
小型特殊自動車 ※下の規格表を参考にしてください。			
大型特殊自動車		固定資産税(償却資産)	○ (申告必要)



この数字が、0、00～09、000～099、及び、9、90～99、900～999のものは大型特殊自動車です。

※小型特殊自動車の規格 (以下の基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車です)

	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	原動機総排気量 (リットル)
農耕作業用自動車	制限なし	制限なし	制限なし	35未満	制限なし
上記以外の特殊自動車	4.70以下	1.70以下	2.80以下	15以下	制限なし

9. 非課税・課税標準の特例の適用を受ける資産

非課税の適用を受ける資産は地方税法第348条及び本法附則第14条に規定されています。課税標準の特例の適用により固定資産税が軽減される資産は、地方税法第349条の3及び本法附則第15条などに規定されています。

また、その適用にあたっては、種類別明細書(増加資産・全資産用)への当該資産の記入とともに添付書類が必要となります。

特例表（一部抜粋）

※改正により、該当資産、適用期間、範囲等が変更になることもあります。

特例の種類	特例の内容・特例率	添付書類	
下水道除害施設 (令和4年4月1日以降に取得したもの)	取得後（期限なし）4/5	①	
雨水貯留浸透施設 (令和3年11月1日以降に取得したもの)	取得後（期限なし）1/3	②	
汚水又は廃液処理施設 (平成30年4月1日以降に取得したもの)	取得後（期限なし）1/2	③	
中小事業者等の生産性向上設備（認定先端設備） (平成30年7月5日～令和5年3月31日に取得したもの)	取得後（3年度分）ゼロ	①	
中小事業者等の生産性向上設備（認定先端設備） (令和5年4月1日～令和7年3月31日に取得したもの)	賃上げ表明なし:取得後（3年度分）1/2	④	
	賃上げ表明あり:取得後（5年度分）1/3 ※令和6年度中の取得は4年度分		
再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた太陽光発電設備 (平成30年4月1日以降に取得したもの)	取得後（3年度分）2/3（出力1,000kw未満の設備）	⑤	
	取得後（3年度分）3/4（出力1,000kw以上の設備）		
	固定価格買取制度の認定を受けた風力発電設備 (平成30年4月1日以降に取得したもの)	取得後（3年度分）3/4（出力20kw未満の設備）	⑥
		取得後（3年度分）2/3（出力20kw以上の設備）	
	固定価格買取制度の認定を受けた水力発電設備 (平成30年4月1日以降に取得したもの)	取得後（3年度分）1/2 (出力5,000kw未満の設備)	
	固定価格買取制度の認定を受けた水力発電設備 (令和2年4月1日以降に取得したもの)	取得後（3年度分）3/4 (出力5,000kw以上の設備)	
	固定価格買取制度の認定を受けた地熱発電設備 (平成30年4月1日以降に取得したもの)	取得後（3年度分）2/3（出力1,000kw未満の設備）	
取得後（3年度分）1/2（出力1,000kw以上の設備）			
固定価格買取制度の認定を受けたバイオマス発電設備 (平成30年4月1日以降に取得したもの)	取得後（3年度分）1/2（出力10,000kw未満の設備）		
	取得後（3年度分）2/3 (出力10,000kw以上20,000kw未満の設備)		

〈添付書類 詳細〉

- ①特例適用が確認できる書類・・・詳しくはお問い合わせください。
- ②雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の写し、雨水浸透阻害行為許可申請書の写し
- ③特定施設設置届出書、汚水又は廃液処理施設の設備であることがわかる書類
- ④先端設備等導入計画の写し、先端設備等導入計画に係る認定書の写し、認定経営革新等支援機関による事前確認書及び投資計画に関する確認書の写し、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し、リースの場合はリース契約書及び固定資産税軽減計算書
- ⑤再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し＋出力kw数がわかる書類
- ⑥再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し＋出力kw数がわかる書類

〈償却資産申告書の書き方〉

償却資産申告書、種類別明細書、償却資産明細書の具体的な記入方法は、ホームページに掲載されている記入例をご覧ください。

申告していただいた書類は、そのまま電算入力しますので、次の事項にご留意ください。

- (1) 前年中に資産の異動がなかった方は、償却資産申告書の備考欄の「2 増減なし」を○で囲んでください。
- (2) ボールペンで丁寧に記入してください。(消せるボールペンは不可。)
- (3) 償却資産申告書の8から14番の欄は下表を参照してください。

欄	記 入 方 法
8 短縮耐用年数の承認	法人税法又は所得税法の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。(「有」の場合は、耐用年数の短縮の承認通知書の写しを添付してください。)
9 増加償却の届出	法人税法又は所得税法の規定により、税務署長へ届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 (「有」の場合は、増加償却の届出書の写しを添付してください。)
10 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 (種類別明細書の備考欄にその適用条項を記入してください。)
11 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。(9、10ページ参照) (種類別明細書の備考欄にその適用条項を記入してください。)
12 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法または所得税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。
13 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。
14 青色申告	法人税法または所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。

※租税特別措置法に規定される特別償却及び法人税法または所得税法に規定される圧縮記帳の制度は、固定資産税においては認められませんのでご注意ください。